

分析試験結果報告書

件 名：土壤分析（第2種特定有害物質の溶出試験及び含有量試験）

試 料 名：シャットボール

試料採取場所：埼玉県東松山産

試験区分：溶出試験

(単位 mg/L)

分析試験項目	分析試験結果	分析試験方法	定量下限値	溶出量基準
カドミウム及びその化合物	0.001未満	H15.環境省告示第18号,JIS K 0102 55.3	0.001	0.01
六価クロム化合物	0.01未満	H15.環境省告示第18号,JIS K 0102 65.2.4	0.01	0.05
シアン化合物	検出されない 0.1未満	H15.環境省告示第18号,JIS K 0102 38.1.2及び38.3	0.1	検出されないこと
水銀及びその化合物	0.0005未満	H15.環境省告示第18号,S46.環境庁告示第59号 付表1	0.0005	0.0005
アルキル水銀	検出されない 0.0005未満	H15.環境省告示第18号,S46.環境庁告示第59号 付表2	0.0005	検出されないこと
セレン及びその化合物	0.002未満	H15.環境省告示第18号,JIS K 0102 67.2	0.002	0.01
鉛及びその化合物	0.005未満	H15.環境省告示第18号,JIS K 0102 54.3	0.005	0.01
砒素及びその化合物	0.001未満	H15.環境省告示第18号,JIS K 0102 61.2	0.001	0.01
ふっ素及びその化合物	0.08未満	H15.環境省告示第18号,JIS K 0102 34.1	0.08	0.8
ほう素及びその化合物	0.05未満	H15.環境省告示第18号,JIS K 0102 47.3	0.05	1

〔備考〕 溶出量基準とは、「土壤汚染対策法施行規則」環境省令第29号（平成14年）による。

試験区分：含有量試験

(単位 mg/kg-dry)

分析試験項目	分析試験結果	分析試験方法	定量下限値	溶出量基準
カドミウム及びその化合物	10未満	H15.環境省告示第19号 付表3,(1),JIS K 0102 55.3	10	150
六価クロム化合物	20未満	H15.環境省告示第19号 付表3,(2),JIS K 0102 65.2.4	20	250
シアン化合物	5未満	H15.環境省告示第19号 付表3,(3),JIS K 0102 38.3	5	50
水銀及びその化合物	1未満	H15.環境省告示第19号 付表3,(1),S46.環境庁告示第59号 付表1	1	15
セレン及びその化合物	10未満	H15.環境省告示第19号 付表3,(1),JIS K 0102 67.2	10	150
鉛及びその化合物	10未満	H15.環境省告示第19号 付表3,(1),JIS K 0102 54.3	10	150
砒素及びその化合物	10未満	H15.環境省告示第19号 付表3,(1),JIS K 0102 61.2	10	150
ふっ素及びその化合物	100未満	H15.環境省告示第19号 付表3,(1),JIS K 0102 34.1	100	4000
ほう素及びその化合物	100未満	H15.環境省告示第19号 付表3,(1),JIS K 0102 47.3	100	4000

〔備考〕 含有量基準とは、「土壤汚染対策法施行規則」環境省令第29号（平成14年）による。